

公 募 公 告

静岡地方法務局沼津支局及び清水合同庁舎の庁舎の一部において、有償による使用許可を受け、清涼飲料水の自動販売機の設置及び運営管理を行う方を募集します。応募しようとする方は、以下の要領により企画提案書を提出してください。

平成30年1月26日

静岡地方法務局長 西 江 昭 博

1 公募に付する事項

(1) 件名

静岡地方法務局沼津支局及び清水合同庁舎の庁舎における使用許可（清涼飲料水の自動販売機設置及び維持管理運営業務一式）の相手方の選定

(2) 使用許可をする場所及び募集台数

別紙のとおり

(3) 募集者数 1者（社）

(4) 設置期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

（翌年度からは1年ごとの更新とし、初年度から5年以内の適時の時期に再公募により事業者を見直すこととする。）

2 募集の趣旨

静岡地方法務局沼津支局及び清水合同庁舎の庁舎の一部において清涼飲料水の自動販売機の設置により販売させる前提で使用許可をするに当たって、使用許可を受けようとする者（法人、個人を問わない。）を広く募集し、提出された企画提案書及び応募者の提示する国有財産使用料の金額を総合的に評価することにより使用許可をする相手方を選定することを目的とするものである。

3 使用許可の条件内容

使用許可を受けた者は、使用許可を受けた場所において、自らが提出した企画提案書の内容に従い、自動販売機（清涼飲料水）を設置し販売する。

また、企画提案募集要領別紙において指定した場所には、ビン、缶、ペットボトル等の分別ゴミ箱を設置しなければならない。

詳細は企画提案書募集要領を参照すること。

4 企画提案書の作成及び提出に係る事項

(1) 企画提案募集要領の交付

ア 交付期間

平成30年1月26日（金）から平成30年2月9日（金）までの土曜、日曜及び祝祭日を除く平日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

イ 静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎2階

静岡地方法務局会計課（担当 望月）

電話：054-254-8099（直通）

ウ 交付方法

交付場所において無料で交付する（郵送又はFAXによる交付申込みは受け付けない。）。

なお、受領する際に、受領者（担当者）の名刺を持参すること。

(2) 企画提案書の提出方法等

- ア 提出期限
平成30年2月23日（金）正午まで
- イ 提出場所
前記企画提案募集要領の交付場所と同じ。
- ウ 提出方法
提出場所に持参又は郵送（必着）により提出すること。
- エ 提出部数 1部

5 質問及び回答

- (1) 本件の応募又は企画提案書の作成，提出に関する質問は，次の提出期限まで，書面（形式は問わない。）にて受け付けるので，持参，郵便等により行うものとする。
 - ア 提出期限
平成30年2月15日（木）午後5時まで
 - イ 提出場所
上記企画提案募集要領の交付場所と同じ。
- (2) (1)の質問に対する回答は，次のとおりとする。
 - ア 回答方法
平成30年2月20日（火）までに書面等により行う。
 - イ その他
期限までに提出されなかった質問についての回答は行わない。
また，質問の内容により公募の公平性を損なうおそれがあるときは，本件企画提案募集要領を受領した全員に対し，その質問内容及び回答を周知するものとする。

6 使用許可をする相手方を選定するための手順

- (1) 応募者の参加資格として，次に掲げる要件を満たすこと。
 - ア 法人等（個人，法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者，法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者，団体である場合は代表者，理事等，その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が，暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
 - イ 役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的，又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
 - ウ 役員等が，暴力団又は暴力団員に対して，資金等を供給し，又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持，運営に協力し，若しくは関与している者ではないこと。
 - エ 役員等が，暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
 - オ 役員等が，暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
 - カ 暴力団又は暴力団員及びイからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (2) 応募者は(1)の要件を満たすこと及び将来的に当該要件に反することのない旨を誓約し，使用許可後に誓約が虚偽であることが判明し，又は(1)の当該要件に反することとなった場合，当該使用許可の取消しをされても異議を申し立てない旨を明記した誓約

書を提出すること。

なお、誓約書様式は企画提案募集要領別添様式2及び3を使用すること。

(3) 提出した企画提案書が次のいずれかに該当する応募者は欠格とする。

ア 提出場所、提出期限又は提出方法が前記4(2)に適合しないとき。

イ 企画提案募集要領に指定する作成様式又は記載事項の留意事項に適合しないとき。

ウ 虚偽の内容が記載されているとき。

(4) (1)ないし(3)の要件を充足する応募者から提出された企画提案書について、企画提案募集要領で定めた要件を満たした内容となっているか審査した後、要件を満たしていると認められた応募者の企画提案書を、静岡地方法務局職員及び設置庁に入居する官署職員で構成する「公募方式による業者選定に係る静岡地方法務局評価委員会」において、審査採点し、総合得点の最も高い企画提案書を提出した応募者を使用許可の相手方として選定する。

ただし、評価項目のうち国有財産使用料の金額（以下「使用料」という。）について、静岡地方法務局が定める使用料の最低価格の108分の100の制限に達しない場合は非選定とする（※使用料は、企画提案書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額になるため、応募者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった国有財産使用料の108分の100に相当する金額を企画提案書に記入すること。）。

なお、総合得点の最も高い者が複数存在する場合には、総合得点の最も高い者でくじ引きを実施し相手方を選定する。

おって、使用料について、いずれの提案金額も静岡地方法務局が定める使用料の最低価格の108分の100の制限に達しない場合は、企画提案募集要領で定めた要件を満たしていると認められた企画提案書を提出した応募者全てから、使用料の金額について、再提案を受け、他の評価項目も含めて、再度評価を行うこととするが、再提案の締切りについては、該当者に対し、静岡地方法務局から別途連絡する。

(5) 再提案によっても静岡地方法務局が定める使用料の最低価格の108分の100の制限に達しない場合、総合得点の高い者から順に、静岡地方法務局が定める使用料の最低価格の108分の100の制限以上で国有財産使用料の提示可能であるかの交渉を行う。

(6) (5)の手続によっても静岡地方法務局が定める使用料の最低価格の108分の100の制限に達しない場合は、本件公募手続を打ち切る。

(7) 選定結果（再提案の場合を除く。）については、担当部署から各応募者に対して、平成30年3月9日（金）までに連絡する。

詳細は企画提案募集要領を参照すること。

7 その他

(1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

(2) 提出された企画提案書は返却しない。

(3) 企画提案書等の作成、提出及び本件に応募することに関わる費用は、全て応募者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。